

令和5年度_集団指導	資料 4
令和6年3月27日(水)	

第9期隠岐広域連合介護保険事業計画概要 について

第9期隠岐広域連合 介護保険事業計画概要版

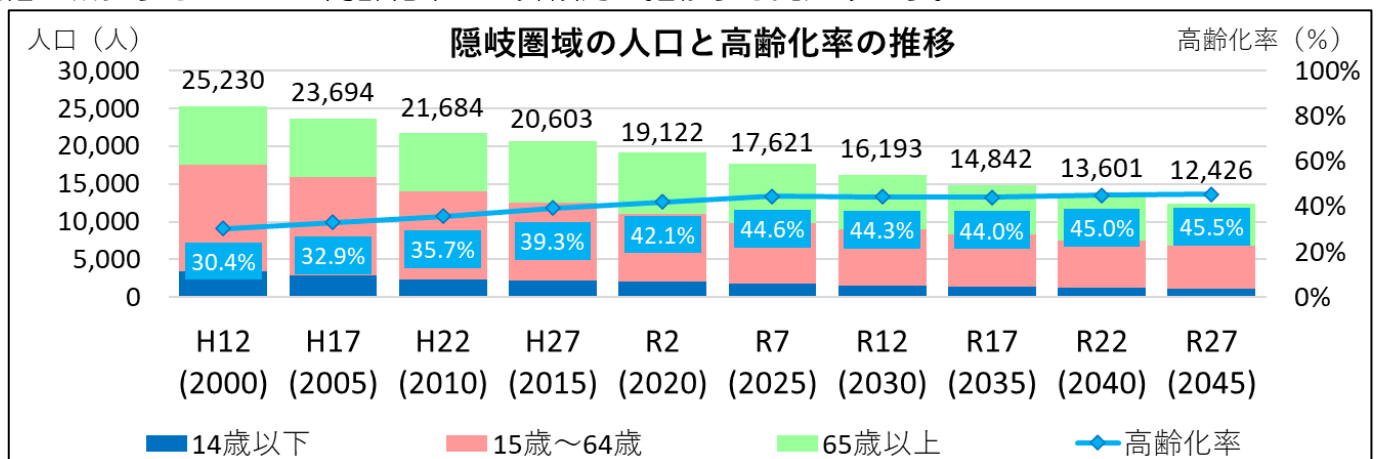
第9期介護保険事業計画とは？

本計画は介護保険法の規定に基づき、第9期（令和6（2024）～令和8（2026）年度）の介護保険事業を推進するにあたり、どのような方針で事業を運営していくかを示すものであり、隠岐4町村が定める福祉関連計画等と一体的に隠岐圏域の高齢者の福祉、介護に関する施策を推進するための実施計画となります。

また、第9期計画期間中にどの程度介護サービスを整備・提供するかを見込み、それに伴って負担していただく第1号被保険者の介護保険料額も併せて定めます。

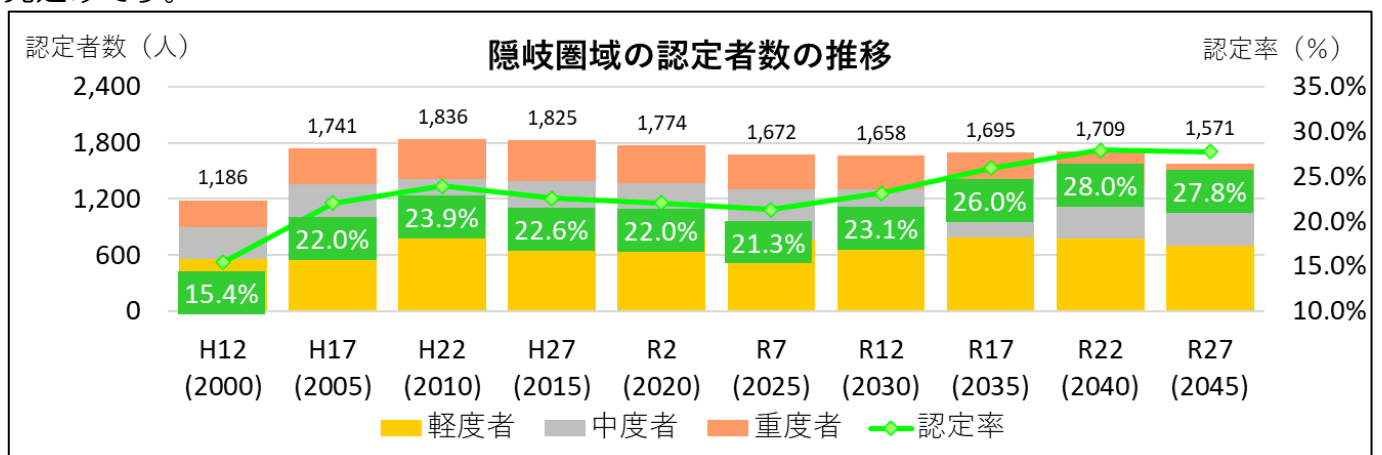
人口と高齢化率の推移

介護保険制度が開始された平成12（2000）年の総人口は25,230人でしたが、令和27（2045）年には半数以下の12,426人に減少すると予測されます。また、15歳から64歳の生産年齢人口が大幅に減少することから高齢化率は上昇傾向で推移する見込みです。



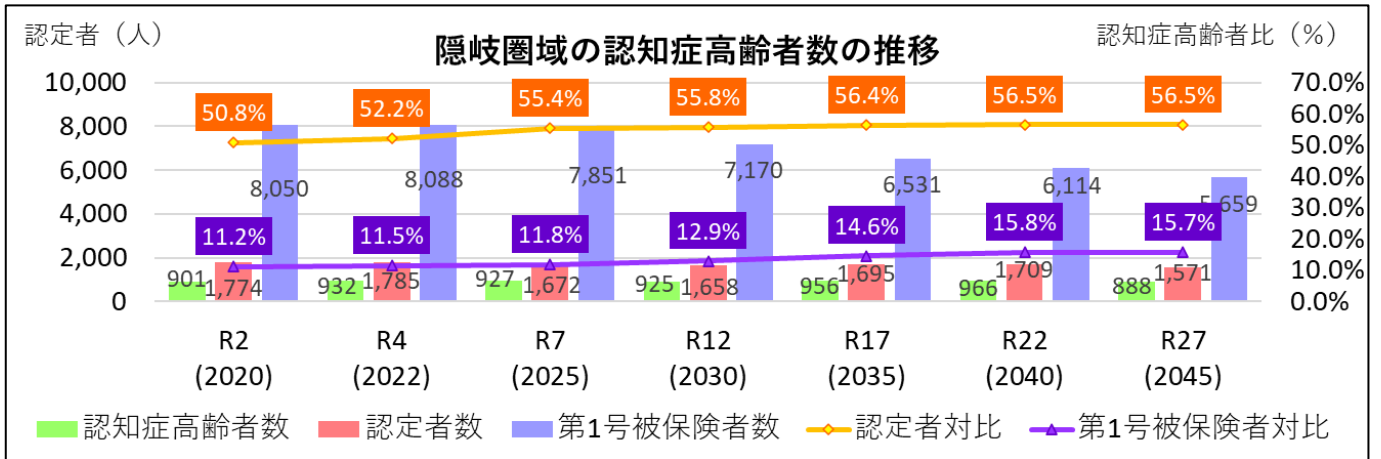
認定者数の推移

認定者数は平成22（2010）年をピークに緩やかに減少してきました。今後も減少傾向で推移する見込みです。



認知症高齢者数の推移

認知症高齢者数は、令和 22（2040）年まで増加傾向で推移する見込みです。



第9期介護保険事業計画の基本理念

第9期介護保険事業計画は、地域（なじみ）の中で社会保障や産業などの垣根を超えてつながりを強化し、価値観や生き方が尊重された自分らしい人生を安心して送ることができる社会を目指して、以下の基本理念のもと施策を推進します。

『地域（なじみ）の関係の中で、誰もが安心して自分らしく暮らせる島』

第9期介護保険事業計画の基本目標と重点施策

基本理念を実現するため、以下の基本目標と重点施策により計画を推進します。

基本目標1 「住民同士が支え合い、自分らしくいきいき暮らせる地域の形成」

《重点施策》

自立支援、介護予防・重度化防止の推進 いきいきと自分らしい人生を送ることができるよう自立支援、介護予防・重度化防止を推進し、高齢期の健康に対する意識を高め、高齢者が地域（なじみ）の中で元気に暮らせるよう支援します。	
地域包括ケアを支える機能の強化	
地域ケア会議等の推進 高齢者個人への支援の充実と社会基盤の整備を図るため、多職種協働による地域ケア個別会議と政策形成に関する地域ケア推進会議を推進します。	地域包括ケアシステムを支える人材の確保 介護人材の確保のため、幅広い年齢層や他業種からの新規参入の促進、U・Iターン者や外国人介護人材の確保に向け、総合的な取組みを推進します。
安心して暮らせる町・村づくり	
生活支援体制の強化 地域の関係者等と連携し、地域住民の互助による助け合い活動を推進し、高齢者の生活を支える体制づくりに取り組みます。	在宅医療・介護連携の推進 医療・介護を必要とする高齢者に在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療・介護の連携強化を推進します。
認知症施策の推進 認知症になっても希望をもち、地域（なじみ）の中で日常生活を過ごせるよう、認知症高齢者及びその家族に対する支援や認知症への理解を深めるための普及啓発活動を推進します。	高齢者の権利擁護体制の強化 高齢者の虐待予防等の高齢者の権利擁護に関する取組みを強化します。
高齢者の生活環境（住まい）整備の推進 地域（なじみ）の中で生活ができるよう居住継続に関する支援を行うとともに日常生活の基盤となる住まいの情報提供や整備を推進します。	

基本目標2 「安定したサービス基盤の形成」

《重点施策》

介護人材の育成及び介護現場の生産性向上の推進 離職防止・定着促進に向けた環境の整備、資格取得や専門性の確立による資質向上、現場の課題に応じた介護ロボット・ICTの活用を推進します。	介護給付適正化の推進 利用者本位の介護サービスとなるよう介護給付費の適正化の取り組みを推進します。
介護サービス基盤の整備 高齢化の更なる進行と要介護等認定者の伸びを踏まえた介護サービス基盤の計画的な整備を推進します。	適切な介護保険料の設定と徴収管理 第9期計画期間における介護保険料を適切に設定するとともに、介護保険料の確実な徴収を推進します。
災害・感染症対策に係る体制整備 近年の災害の発生状況や感染症の流行を踏まえ、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう、対策に係る体制整備を推進します。	

介護保険事業費の財源構成

保険給付費を行うための財源は、公費と被保険者の保険料で賄われています。保険給付費の費用は原則として50%を公費で、残る50%を第1号被保険者と第2号被保険者の方々から徴収する保険料で賄うこととなっており、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は計画期間単位で見直しが行われ、全国一律に決定されます。また、地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業費は上述の保険給付費と同様の負担割合となっていますが、包括的支援事業・任意事業費においては、第2号被保険者の負担はなく、その分が公費で補填されます。

第1号被保険者の介護保険料の設定条件

第9期の第1号被保険者の介護保険料は、保険給付費と地域支援事業費の見込み額、第1号被保険者数の見込み数等を踏まえながら、下記の条件で設定しました。

■設定条件

- 1) 第1号被保険者の負担割合 23%
- 2) 介護給付費準備基金の取り崩しを行うことによる減額（上昇抑制）
- 3) 高所得者層の多段階化による低所得者層の負担軽減

【介護保険事業費の見込】

(単位：円)

区 分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合 計
保 険 給 付 費	2,979,766,000	2,980,503,000	2,978,738,000	8,939,007,000
地域支援事業費	205,669,000	208,164,000	210,067,000	623,900,000
合 計	3,185,435,000	3,188,667,000	3,188,805,000	9,562,907,000

【介護保険料基準額の決定方法】

隠岐圏域に必要な 介護サービス等の費用 (介護保険事業費)	×	65歳以上の方の 負担分 23% (費用負担割合)	÷	隠岐圏域に住む 65歳 以上の方の人数 (補正後被保険者数) ※1	=	介護保険料基準額 (年額)
-------------------------------------	---	---------------------------------	---	---	---	------------------

※1 補正後被保険者数とは、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計を第1号被保険者数とみなした人数。

第1号被保険者の介護保険料

第9期月額介護保険料基準額：6,550円（年額：78,600円）

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者又は生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下の人	0.455 (0.285)	2,980円 (1,866円)	35,760円 (22,392円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円超え120万円以下の人	0.685 (0.485)	4,486円 (3,176円)	53,832円 (38,112円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が120万円を超える人	0.69 (0.685)	4,519円 (4,486円)	54,228円 (53,832円)
第4段階	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下の人	0.90	5,895円	70,740円
第5段階 (基準額)	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円を超える人	1.00	6,550円	78,600円
第6段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	7,860円	94,320円
第7段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万以上210万円未満の人	1.30	8,515円	102,180円
第8段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が210万以上320万円未満の人	1.50	9,825円	117,900円
第9段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が320万以上420万円未満の人	1.70	11,135円	133,620円
第10段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が420万以上520万円未満の人	1.90	12,445円	149,340円
第11段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が520万以上620万円未満の人	2.10	13,755円	165,060円
第12段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が620万以上720万円未満の人	2.30	15,065円	180,780円
第13段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が720万以上820万円未満の人	2.40	15,720円	188,640円
第14段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が820万以上の人	2.50	16,375円	196,500円

※1 第1段階から第3段階は、国の支援制度により減額されている。なお、括弧内が減額後の金額となる。

※2 月額保険料は、基準額に保険料率を乗じて、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

※3 年額保険料の徴収額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

お問合せは下記まで

隠岐広域連合介護保険課 電話 08512-6-9151